

第2次（期）泉大津市教育振興基本計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本業務は、教育基本法第17条第2項に定める教育振興のための基本計画として「第2次（期）泉大津市教育振興基本計画」（以下、計画という）策定に係る基礎調査及び資料作成、児童生徒等の意識の把握、各種会議の運営等の業務支援を行うとともに計画的な行政運営を図るための基本計画の策定を目的とする。

さらには、市が既に示している総合計画をはじめとする各分野の個別計画や国・府の関連計画との整合性を踏まえた、実効性の高い計画を策定し、その効果的な推進を図ること。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

「第2次（期）泉大津市教育振興基本計画策定支援業務」

(2) 業務の内容

別紙「第2次（期）泉大津市教育振興基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

仕様書に記載のとおり

ただし、各年度、各月の成果物等の納期限は契約締結時に定める。

(4) 履行場所

泉大津市役所（大阪府泉大津市東雲町9番12号）

(5) 業務費限度額

業務費限度額5,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。なお、候補者決定までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5・6年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(3) 泉大津市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱（平成14年制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしていない者であること。

(5) 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。

(6) 過去10年以内に地方公共団体における総合計画又は教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に定める教育振興のための基本計画）の策定支援業務の実績があること。

- (7) 本業務の担当者は、上記(6)の業務において、総括責任者又は主担当者として業務実績のある人員であること。
- (8) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

4. スケジュール概要 (予定)

募集開始	令和5年12月15日(金)
参加資格確認申請書受付期間	令和5年12月15日(金)～令和5年12月27日(水)17時まで
質問書提出期間	令和5年12月15日(金)～令和5年12月22日(金)17時まで
質問書回答日	令和5年12月26日(火)
参加資格結果通知	令和6年1月11日(木)
企画提案書提出期間	令和6年1月12日(金)～令和6年2月1日(木)17時まで
辞退届提出期限	令和6年2月7日(木)17時まで
第1次審査	令和6年2月14日(水)
第1次審査結果通知	令和6年2月15日(木)
第2次審査	令和6年2月下旬(予定)
結果通知、結果公表	令和6年2月下旬(予定)

5. 募集要項及び仕様書等の配布

- (1) 配布期間 令和5年12月15日(金)から令和5年12月27日(水)まで
- (2) 配布方法 泉大津市のホームページからダウンロードする。
(掲載場所：ホーム→各課のページ→教育委員会事務局→教育政策課→お知らせ)
- (3) 配布資料
- ア 第2次(期) 泉大津市教育振興基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要項
 - イ 第2次(期) 泉大津市教育振興基本計画策定支援業務委託仕様書
 - ウ 第2次(期) 泉大津市教育振興基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル様式集(様式1～8)

6. 参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出書類
- ア 参加資格確認申請書(様式1)
 - イ 会社概要書(様式2)
 - ウ 契約実績書(様式3)
 - エ 主担当者実績書(様式4)
- (2) 提出期間 令和5年12月15日(金)から令和5年12月27日(水)まで
- (3) 提出先 泉大津市教育委員会事務局 教育部 教育政策課 政策総務係
- (4) 提出方法 電子メールで提出すること。提出書類に必要な応じて押印のうえ、PDF化し、電子メール添付により提出すること。(提出書類一式は、ア～エの順番になるよ

うに PDF 化すること)

メールアドレス : kyouiku@city.izumiotsu.osaka.jp

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年12月15日(金)から令和5年12月22日(金)17時まで【必着】

(2) 質問方法 「質問書」(様式5)に団体の名称、担当者氏名、電話番号等を記載し、質問事項を簡潔にまとめて記述し、記載事項を記載した「質問書」(様式5)を電子メールに添付の上、「問い合わせ先」に送付すること。電子メールの件名には「第2次(期)泉大津市教育振興基本計画策定支援業務に係る質問」と記載すること。募集要項等、プロポーザル募集に関すること以外の質問及び意見については回答しない。

メールアドレス : kyouiku@city.izumiotsu.osaka.jp

(3) 回答方法 質問の内容及び回答は、質問者名等を伏せた上で、令和5年12月26日(火)にホームページ上で公表する。

(掲載場所 : ホーム→各課のページ→教育委員会事務局→教育政策課→お知らせ)

8. 参加資格通知

参加資格審査結果は、令和6年1月11日(木)に様式2の担当者へ電子メールにより通知する。

9. 提案書等の提出

参加資格を得た団体は、仕様書の内容を踏まえ、提案書等以下の書類を作成し、正本1部、副本8部(複写可)の計9部を提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

(1) 提案書類

ア 提案書(様式6)

イ 企画書(A4版 様式自由)

ウ 見積書(A4版 様式自由、必ず見積金額に対する内訳書を添付すること。)

エ 工程計画表(A4版 様式自由)

オ 業務実施体制調書(様式7)

(2) 受付期間 令和6年1月12日(金)から令和6年2月1日(木)17時まで

(3) 提出先 泉大津市教育委員会事務局 教育部 教育政策課 政策総務係

(4) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、令和6年2月1日(木)までの消印有効。持参の場合は、企画提案書提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等(泉大津市の休日に関する条例(平成元年条例第28号)第2条に規定する市の休日)を除く午前9時から午後5時までとする。

※提出書類が不足している場合は、原則受付できない。

(5) 企画書等(様式自由)申請に関する留意事項

ア 仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項をもれなく記載すること。

- イ 「第2次（期）泉大津市教育振興基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）に留意して記載すること。
- ウ 企画提案した事項については、すべて見積限度額の範囲内で実施すること。
- エ 提案書類は、必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とする。所定の様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査するため、十分に注意すること。
- オ 提案書類への鉛筆書きによる記載は認めない。
- カ 企画書には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。
- キ 提案書類の差替えは認めない。
- ク 提案書類の返却はしない。
- ケ 提出書類等の著作権は申請者に帰属するが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- コ 申請に要する経費については、申請者の負担とする。
- サ 提案書類は、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）に基づく開示請求対象の公文書となる。

10. 提案辞退

参加資格審査申請書の提出後に参加辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」（様式8）に記載し、電子メールにより提出すること。

辞退届提出期限 令和6年2月7日（木）17時まで

11. 提案の無効に関する事項

次の事項に1つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 本募集要項の「3. 参加資格」を満たさなくなったとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載があったとき。
- (6) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

12. 事業者の選定

「第2次（期）泉大津市教育振興基本計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション・質疑応答）を行う。

審査基準に基づき、選定委員会において、最高得点を得た者を最優秀提案者として選定する。2番目に高い得点の者を次点者とする。また、合計点数1,400点のうち840点に満たない場合は失格とする。

なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

(1) 審査の方法及び留意事項

- ア 提案書等について書類審査による第1次審査を行い、第2次審査の対象者として選定する。
- イ 第2次審査は、プレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定委員審査項目について各委員が採点した点数に事務局算定項目の点数を加算した点数をもって各委員の採点結果とし、その合計点において最高得点を得た者を最優秀提案者とし、2番目に高い得点の者を次点者とする。
- ウ 第1次審査、第2次審査とも、合計点が複数者同点となった場合は、見積金額の低い方を上位とし、見積金額も同額の場合は委員の投票により決定する。
- エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けない。
- オ 審査項目及び配点等は、審査基準のとおりである。

(2) 第1次審査（書類審査）の結果通知

提案書等について第1次審査（書類審査）結果の上位3者を第2次審査の対象とする。令和6年2月15日（木）に様式2の担当者へ電子メールにより通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案に対する説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

ア 実施予定日 令和6年2月下旬（予定）

※実施場所及び実施時間は、個別に連絡する。

※参加できない者は失格とする。

イ 時間配分 各事業者プレゼンテーション20分、その後ヒアリング20分を行う。

ウ その他

- ① 本業務の主担当者がプレゼンテーションを行うこと。
- ② 企画書、見積書、工程計画表に基づき、プレゼンテーションを行うこと。
- ③ パワーポイント、プレゼンテーションソフトを使用しての発表を行う場合でも紙媒体の資料は用意すること。ただし、追加の資料配布は認めない。
- ④ プレゼンテーションの出席は3名までとする。
- ⑤ 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないこと。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の結果通知

令和6年2月下旬（予定）に様式2の担当者へ電子メールにより通知する。

(5) 審査結果の公表

最優秀提案者は名称と評価結果、最優秀提案者以外は評価結果と順位を公表する。

13. 契約について

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者（以下「契約候補者」という。）と本業務の契約締結交渉を行うものとする。選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション時の説明事項は、原則として契約時に業務委託の仕様として採用することを想定している。

- (2) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれか満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由に契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。
- (3) 契約にあたっては、仕様書及び契約候補者の提案内容を元に、改めて協議の上、業務締結の交渉を行うものとする。

14. その他

- (1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本募集要項及び仕様書等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。

15. 問い合わせ先

泉大津市教育委員会事務局 教育部 教育政策課 政策総務係
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
電 話：0725-33-1131（内線）2305
ファックス：0725-33-0670
メールアドレス：kyouiku@city.izumiotsu.osaka.jp